別添資料1

相模川・中津川河川整備計画（骨子）

平成29年　8月　1日

国土交通省　関東地方整備局
神奈川県

目　次

１. 河川整備計画の対象区間及び期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
1.1　計画対象区間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
1.2　計画対象期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

２. 河川整備計画の目標に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2.1　洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標　・・・・・・・・ 4
2.2　河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標　・・・・・・・・・ 5
2.3　河川環境の整備と保全に関する目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2.4　総合的な土砂管理に関する目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

３. 河川の整備の実施に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3.1　河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により
設置される河川管理施設の機能の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3.1.1　洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項　・・・・・・・ 6
3.1.2　河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項　・・・・・・・・・ 9
3.1.3　河川環境の整備と保全に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
3.2　河川の維持の目的、種類及び施行の場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
3.2.1　洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項　・・・・・・・10
3.2.2　河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項　・・・・・・・・・12
3.2.3　河川環境の整備と保全に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3.2.4　総合的な土砂管理に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

1. 河川整備計画の対象区間及び期間

相模川水系

1.1 計画対象区間

■ 相模川水系相模川・中津川河川整備計画（以下「河川整備計画」といいます。）の計画対象区間は、下図に示す国管理区間と神奈川県管理区間になります。

1.2 計画対象期間

■ 河川整備計画の計画対象期間は、概ね30年間とします。
■ 河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行います。
■ 特に、気候変動による洪水流量の増加や高潮による潮位・海面水位の上昇等が懸念されることから、必要に応じて見直しを行います。

2. 河川整備計画の目標に関する事項

相模川水系

- 相模川・中津川の洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図ります。
- 相模川では、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に係わる施策を総合的に展開します。
- 災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、相模川・中津川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の拡築・新設、及び河道掘削等により洪水を安全に流下させる整備を推進します。
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、関係機関と連携した水利用の合理化を推進するなど、河川環境の保全や利水安全度の確保のため、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の安定的な確保に努めます。
- 河川環境の整備と保全に関しては、これまでの流域の人々と相模川・中津川との関わりを考慮しつつ、相模川・中津川の良好な河川景観や清らかな水の流れを保全し、多様な動植物が生息・生育する相模川・中津川の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努めます。
- 河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう、適切に実施します。
- 河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うため、中期的な整備内容を示したものであり、河川整備計画の整備目標を達成した以降も、段階的・継続的に整備を行うこととしており、その実現に向けた様々な調査及び検討を行います。
- 気候変動に伴う降水形態の変化等により渇水や洪水等のリスクが高まると予想されており、気候変動のリスクに総合的・計画的に適応する施策を検討します。

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

- 過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況などを総合的に勘案し、河川整備基本方針に定められた内容に沿って、治水安全度の向上と、適正な本支川、上下流及び左右岸バランスの確保とを両立させ、洪水、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ることを基本とします。
- 計画規模を上回る洪水等及び整備途上段階での施設能力以上の洪水等が発生した場合においても、自助・共助・公助の精神のもと、関係機関と連携し、住民等の生命を守ることを最優先として被害の最小化を図ります。
- 地震、津波に対しては、河川構造物の耐震性の確保、情報連絡体制等について、調査及び検討を進め、必要な対策を実施することにより地震、津波による災害の発生の防止又は軽減を図ります。

(1)相模川

- 洪水に対しては、基準地点厚木において、戦後最大洪水である昭和22年9月洪水(カスリーン台風)と同規模の洪水による災害の発生の防止又は軽減を図ります。
- さらに下流部における国管理区間においては、上下流の治水安全度のバランスを考慮して、目指す安全の水準は、全国の他の河川における水準と比較して同程度の水準である年超過確率1/50とし、洪水による災害の発生の防止を図ることを目標とします。

(2)中津川

- 洪水に対しては、相模川本川の戦後最大洪水である昭和22年9月洪水(カスリーン台風)と同規模の洪水による災害の発生の防止を図ります。

年最大流量(厚木地点)の経年変化

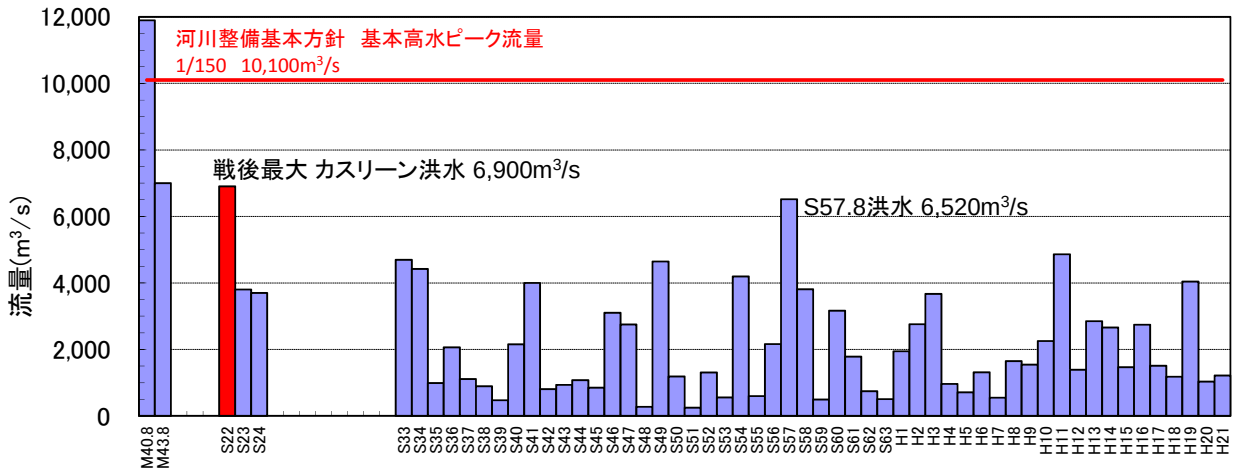

2. 河川整備計画の目標に関する事項　相模川水系

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

■ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、利水の現況、動植物の保護、漁業、水質、景観等を考慮し、小倉地点においては、かんがい期に概ね20m^3/s、非かんがい期に概ね10m^3/s、寒川取水堰下流においては年間を通じて概ね12m^3/sを流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、これらの流量を安定的に確保するよう努めます。

2.3 河川環境の整備と保全に関する目標

■ ゆとりとやすらぎとうるおいのある相模川・中津川を目指して、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進に努めます。
■ 水質については、自治体が実施する水質保全関連事業と連携し、良好な水質を維持しつつ、社会情勢、地域の要望に対応した河川水質の向上を目指します。
■ 自然環境の保全と再生については、治水・利水・河川利用との調和を図りつつ、礫河原、瀬と淵及び河口干潟等の保全・再生に努めます。
■ 河川の連続性の確保を図り、アユ等をはじめとする魚介類について、今後の遡上・降下の状況を十分に把握しながら、縦断的な生息環境の保全に努めます。
■ 河川と周辺地域の連続性の確保等を通じて、生態系ネットワークの形成に努めます。
■ 人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた相模川・中津川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図ります。
■ 宮ヶ瀬ダム貯水池においては、富栄養化、冷濁水の放流による環境への影響についてモニタリングを継続し、その保全・改善に努めます。
■ ダム貯水池の湖面利用については、様々なニーズがあることから、地域住民や関係自治体等と連携して健全で秩序ある湖面利用に努めます。
■ 景観については、沿川と調和した河川景観の保全・形成に努めます。

2.4 総合的な土砂管理に関する目標

■ 相模川の流域の源頭部から河道域、河口・海岸域まで連続した流砂系と捉え、流砂系内の土砂移動環境の現状と課題を把握し、流砂系内で課題を共有し土砂環境の改善に向けた実効性のある対策を実施していきます。
■ 現状で土砂移動現象及び影響の程度の解明が十分でない問題については、試行を含め対策を実施し、モニタリングを行い、その解明に努めるとともに、効果的かつ実効性のある対応策の整理を行っていきます。

3. 河川の整備の実施に関する事項

相模川水系

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

■ 河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、高潮または津波による災害に対する安全性の向上を図ります。
■ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い調査及び検討を行います。

3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1)相模川(国管理区間)

1)堤防の整備

■ 堤防が整備されていない区間や、標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、築堤、嵩上げ・拡築を行います。

2)河道掘削

■ 河道目標流量を安全に流下させるために必要な箇所等において、河道掘削等を実施します。

3)侵食対策

■ 水衝部が堤防に接近している場合や今後堤防に接近する恐れのある場合については、洪水等による侵食から堤防を防護するために、護岸による低水路の安定化や堤防防護のため水衝部に関する調査・モニタリングを継続的に実施し必要な対策を実施します。

4)高潮対策

■ 相模川の河口からJR東海道貨物橋梁までの区間において、高潮対策として堤防を整備します。

5)地震・津波遡上対策

■ 耐震性能の照査結果に基づき、必要に応じて耐震・液状化対策を実施します。

高さが不足している堤防

水衝部の状況

3. 河川の整備の実施に関する事項

相模川水系

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項

6）内水対策

■ 内水による浸水が発生する地区の河川は、内水被害の発生要因等について調査を行い、関係機関と調整したうえで、必要に応じて排水機場の整備等、内水被害の軽減対策を実施します。

7）施設の能力を上回る洪水を想定した対策

■ 施設の能力を上回る洪水が発生し堤防の決壊等により氾濫が生じた場合でも、被害の軽減を図るために、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間等において、危機管理型ハード対策として堤防構造を工夫する対策を実施します。
■ また、災害復旧のための根固めブロック等資材の備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両の整備等を進めます。
■ 雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報やCCTVカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報を光ファイバー網等を通じて関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設の整備等を図ります。

災害復旧用備蓄資材（根固めブロック）

3. 河川の整備の実施に関する事項

相模川水系

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項

(2)相模川(神奈川県管理区間)・中津川

1)堤防の整備

■ 堤防が整備されていない区間や、標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、築堤、堤防の嵩上げ・拡築、及び護岸整備を行います。

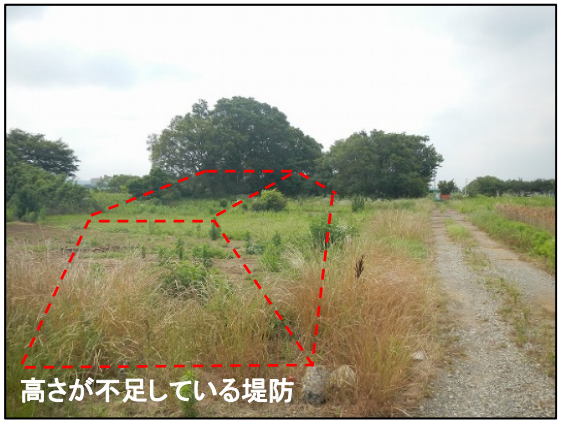
高さが不足している堤防

2)河道掘削

■ 河道目標流量を安全に流下させるために必要な箇所等において、河道掘削等を実施します。

3)固定堰の改築

■ 既設固定堰により、流下断面の高さ又は幅が不足している区間について、固定堰の可動化等の改築を行います。

4)侵食対策

■ 水衝部が堤防に接近している場合や今後堤防に接近する恐れのある場合については、洪水等による侵食から堤防を防護するために、護岸による低水路の安定化や堤防防護のため水衝部に関する調査・モニタリングを継続的に実施し必要な対策を実施します。

流下能力不足の固定堰

5)橋梁架替

■ 河道掘削に伴い架替が必要となる橋梁の架替を行います。

6)施設の能力を上回る洪水を想定した対策

■ 応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理用通路の整備、災害復旧のための資材の備蓄等を検討し、必要に応じて実施します。
■ また、雨量、水位等の観測情報や河川監視カメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報を関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設の整備等を図ります。

3. 河川の整備の実施に関する事項

相模川水系

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

3.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

■ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を推進しつつ、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い調査検討を行います。

3.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項

■ 河川環境の整備と保全を図るため、河川の状況に応じ、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川利用等について配慮し、地域の計画やニーズを踏まえ自然と調和を図った整備と保全を行います。

(1)水質改善対策

■ 宮ヶ瀬ダム(宮ヶ瀬湖)おいて富栄養化による影響が生じる恐れがある場合には、必要に応じて富栄養化を軽減するための対策を行います。また、選択取水設備等を活用して、ダムからの濁水の放流による下流河川における環境への影響を抑制します。
■ 相模ダム(相模湖)や城山ダム(津久井湖)では、ダム貯水池のアオコ対策として、エアレーション装置による湖水の撹拌により水温を下げてアオコの発生を抑制する対策に取り組んでおり、今後も引き続き実施していきます。

エアレーションの稼働状況(相模湖)

(2)自然環境の保全と再生

■ カワラノギク等が生育する礫河原の保全、アユ等の生息・繁殖場となる瀬と淵の保全に努めるとともに、コアジサシ等の生息・繁殖場となる砂礫地及びシギ・チドリ類等の渡り鳥の中継地となる河口干潟の回復に努めます。
■ 河川環境の縦断的な連続性を確保するとともに、関係機関と連携し河川に隣接する公園や河畔林などの緑地と河川環境の連続性を確保します。
■ ハリエンジュ等の樹木対策については、治水面も考慮し計画的に伐採等の適正な管理を実施します。

(3)人と河川の豊かなふれあいの確保に関する整備

■ 自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係自治体や地域住民と調整し実施します。
■ 河川利用に関する多様なニーズを踏まえ、地域住民に親しまれる河川整備を推進します。

自然観察会(馬入水辺の楽校)

3. 河川の整備の実施に関する事項

相模川水系

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

- 河川の維持管理に当たっては、相模川・中津川の河川特性を十分に踏まえ、河川の維持管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」等に基づき、計画的・継続的な維持管理を行います。
- 地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い調査検討を行います。

(1)堤防の維持管理

- 堤防の機能を適切に維持していくために、堤防の変状や異常・損傷を早期に発見すること等を目的として、適切に堤防除草、点検、巡視等を行うとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理します。
- 点検、河川巡視や定期的な縦横断測量調査等の実施により、堤防や護岸等の損傷等が把握された場合には、必要に応じて所要の対策を講じます。

堤防点検状況

(2)河道の維持管理

- 河道の機能を適切に維持していくため、点検、巡視、測量等を行い、河道形状の把握に努め、支障が生じた場合には、必要に応じて所要の対策を講じます。

河川巡視状況

(3)樋門等の河川管理施設の維持管理

- 樋門・樋管等の施設の機能を適切に維持し、洪水、津波、高潮等の際に必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い長寿命化を図ります。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良を実施します。
- 雨量観測所、水位観測所、水質観測所、CCTVカメラ、光ファイバー等の施設については、これらが正常に機能するよう適切な維持管理を実施するとともに、情報を一元的に集約・整理により河川管理の効率化に努めます。
- 今後整備される河川防災ステーション等の施設については、平常時は自治体と連携し、適正な利用を促進するとともに、災害発生時に活用できるよう、適切に維持管理を実施します。

河川管理施設の点検状況

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(4)ダムの維持管理

- 宮ヶ瀬ダム、城山ダムについては、必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い長寿命化を図ります。
- ダム貯水池においては、貯水池保全の観点からのり面保護を行うとともに、施設機能の確保のため洪水等で流入する流木・ゴミを除去します。
- また、堆砂状況を把握し、貯水池機能の低下を防ぐため適切な対策を検討し実施します。

(5)許可工作物の機能の維持

- 橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、施設管理者と合同で定期的に確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行います。

(6)不法行為に対する監督・指導

- 河川敷地において流水の疎通に支障のおそれがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為を発見した場合は、法令等に基づき適切かつ迅速に是正のための措置を講じます。

(7)観測等の充実

- 雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報やCCTVカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行います。
- 施設の能力を上回る洪水等に対し、河川水位、河川流量等を確実に観測できるよう観測機器の改良の充実を図ります。

(8)洪水氾濫に備えた社会全体での対応

- 平成27年9月関東・東北豪雨における鬼怒川の水害や気候変動を踏まえた課題に対処するために、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を構築していきます。

宮ヶ瀬ダム

許可工作物の合同確認

共同点検の状況

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

■ 河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努め、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行います。
■ 流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等において必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量を監視し、城山ダムや宮ヶ瀬ダム等の総合運用により水系全体の効率的な水運用を図ります。
■ 渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する「相模川水系水総合運用協議会」等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて、水利使用の調整に関してあっせん又は調停を行います。

3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

■ 河川、ダム貯水池周辺環境の維持については、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、河川・ダム利用等に配慮します。

(1)水質の保全

■ 良好な水質を維持するために、水質の状況を把握するとともに、水生生物調査や新たな指標による水質の評価等を実施します。
■ 水質事故に備えた訓練及び必要資材の備蓄を行うとともに、関係機関との情報共有・情報伝達体制の整備を進め、状況に応じて既存の河川管理施設の有効活用を行い、水質事故時における被害の最小化を図ります。
■ 城山ダム、宮ヶ瀬ダム貯水池においては、モニタリング調査等により水質の状況を把握するとともに、水質の変化に応じた対策を行い、適切な貯水池の運用に努めます。

水質事故の対応状況

(2)自然環境の保全

■ 良好な自然環境の維持を図るためには、河川環境の実態を定期的、継続的、統一的に把握する必要があることから、「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の収集・整理を実施します。
■ 外来生物への対応については、河川管理や自然環境上支障がある場合について検討し、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、関係機関や地域住民と連携して防除等の対策を実施します。
■ 宮ヶ瀬ダムではフラッシュ放流を行い、下流河川の環境改善や効果について調査及び検討を行います。

(3)河川空間の適正な利用

■ 相模川・中津川の自然環境の保全と秩序ある河川利用の促進を図るため、河川環境の特性に配慮した管理を実施します。
■ 既存の親水施設、坂路や階段等についても、地域住民や沿川の自治体と一体となって、安全・安心な利用ができるよう改善を図ります。

自治会による草刈作業の様子

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(4)水面の適正な利用

- 宮ヶ瀬ダム貯水池では、自然や水質等を保全しつつ地域活性化として、湖面利用に関する「宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書（平成11年3月31日）」に基づき、健全で秩序ある湖面利用を推進します。
- 城山ダム等においても、湖面利用が盛んなことから、自然や水質等を保全しつつ地域活性化を目指して、健全で秩序ある湖面利用を推進します。

Eボート体験（宮ヶ瀬ダム）

(5)景観の保全

- 相模川・中津川では、自然・歴史・文化・生活と織り成す特徴ある景観や歴史的な施設について、関係機関と連携を図り保全・継承に努めます。
- 城山ダム・宮ヶ瀬ダム等の周辺は、変化に富んだ自然景観が見られ、自然とのふれあいや憩いを求めて数多くの人が訪れており、これらの景観の保全に努めます。

環境教育

(6)環境教育の推進

- 人と自然との共生のための行動意欲の向上や環境問題を解決する能力の育成を図るため、環境教育や自然体験活動等への取組について、市民団体、地域の教育委員会や学校等、関係機関と連携し、推進していきます。
- 河川の魅力や洪水時等における水難事故等の危険性を伝え、安全で楽しく河川に親しむための正しい知識と豊かな経験を持つ指導者の育成を支援します。

(7)不法投棄対策

- 河川やダム湖畔には、テレビ、冷蔵庫等の大型ゴミや家庭ゴミの不法投棄が多いため、地域住民等の参加による河川の美化・清掃活動を自治体と連携して支援し、河川・ダム湖畔の美化の意識向上を図ります。
- 地域住民やNPO等と連携・協働した河川管理を実施することでゴミの不法投棄対策に取り組みます。

不法投棄

(8)不法係留船対策

- 不法係留船は、洪水時に流出することにより河川管理施設等の損傷の原因となる等、河川管理上の支障となるため、不法係留船舶、不法係留施設に対する対策を関係自治体、地域住民、水面利用者等の「相模川・小出川水面等利用者協議会」により連携して推進していきます。

3. 河川の整備の実施に関する事項

相模川水系

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.4 総合的な土砂管理に関する事項

■ 総合的な土砂管理については、人為的な行為の影響により顕在化し、今後も進行すると考えられる土砂移動の時空間的不連続性に起因した問題に対しては、重点課題として具体的な目標を掲げ、連携した対策を実施するとともに、対策の実施に当たっては、自然の営力を極力活用します。

(1)茅ヶ崎海岸(柳島地区)の侵食対策

■ 自然の営力により河道域から河口・海岸域への海岸構成材の土砂還元を増加させるため、ダム等の堆積土砂を有効活用し、河道への置き砂等を実施します。

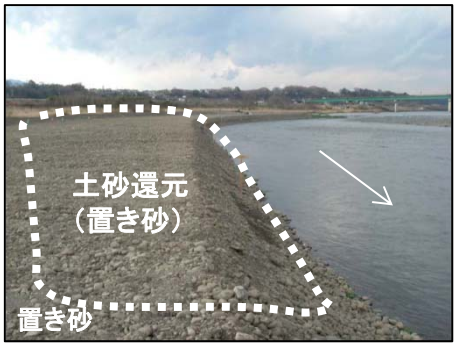

(2)河道内の土砂移動の極端な不連続性の是正

1)磯部頭首工の改築

■ 現在の磯部頭首工の固定部は、上下流の河床縦断形から見て高い位置に設定されており、さらに堰上げの影響を受け、土砂堆積により河積が不足しており、これらを解消するため、磯部頭首工の改築を行います。

2)磯部床止下流の深掘れ対策

■ 磯部床止下流及び小沢頭首工下流の左岸堤防際の深掘れの進行を緩和するため、上下流連続した河床の縦断形状とするための磯部床止下流の河床整理を実施します。これにより、局所的に掃流力が増大する地点を解消し、深掘れの進行を軽減します。

(3)流砂系で継続して実施する対策・モニタリング

■ 相模川から周辺海岸への土砂供給の実態把握等を見据え、河口砂州および干潟の形成、出水によるフラッシュのメカニズム等についてモニタリングを行い把握に努めます。
■ 河道の二極化や樹林化への対策については、知見の整理や実現性を検討し、三川合流地点の土丹の露出に対しては、土丹の被覆等の対策を継続していきます。
■ 土砂移動の実態把握、各取り組みの効果検証のためのモニタリングを各関係機関と連携しながら実施し、モニタリング結果・評価について、課題や情報を共有する場を設け、各関係機関と連携を図ります。